目 次

第1章 総論	1
第1節 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の背景	2
4. 計画の位置づけ	6
5. 障がい者基本計画と障がい福祉計画	6
6. 計画の策定体制	7
7. 計画の推進体制	7
第2節 計画の概要	8
1. 基本理念	8
2. 施策の重点目標	8
3. 施策体系	9
第2章 障がい者福祉の状況	10
第1節 豊後高田市の人口	
1. 豊後高田市の男女別人口・世帯数	
第 2 節 豊後高田市の障がいのある人の状況	
1. 身体障がい者	
2. 知的障がい者	
3. 精神障がい者	
4. 指定難病患者	
第3節 豊後高田市の障がい福祉に関するサービスの状況	
1. 障がい者福祉サービス	13
2. 地域生活支援事業	14
第3章 各論	15
第 1 節 障がい者の権利・理解の促進	15
1. 権利の理解・周知の徹底	15
2. 虐待・差別の防止	17
第2節 地域生活支援の充実	18
1. 相談・福祉サービスの向上	
2. 施設・医療体制の整備	
3. 地域生活移行のための支援・交流の促進	24

第3	3節 保育・療育・教育体制の整備	26
1.	. 保育・療育・教育の充実	26
2.	. 居場所づくり・相談支援の充実	27
第4	- 節 雇用促進と就労環境の向上	29
1.	. 就労支援の充実	29
2.	・ 連携強化の促進	31
第5	5 節 文化・スポーツ振興・社会活動参加の促進	33
1.	. 余暇時間の充実	33
2.	. 余暇時間を充実させるための各種支援	35
第6	6 節 福祉体制が充実したまちづくり	37
1.	. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	37
2.	. 多様なコミュニケーション手段の普及及び理解促進	40
3	8. 防災・防犯対策の推進	41
付属	属資料	44
1	アンケート調査結果	45
2	豊後高田市地域自立支援協議会設置要綱	81
3	平成 27 年度 豊後高田市地域自立支援協議会委員名簿	82
4	用語解説	83

第1章 総論

第1節 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、各市町村においては、障がい者施策に関する基本的な計画の策定が義務付けられるようになり、本市では、これに呼応する形で障がい者が地域で自立し、生きがいをもった生活を営めるよう各種の福祉サービスをとおして支援してきました。また、すべての人の人権が尊重され、あらゆる面において差別のない平等な社会を築き上げることを目指して、平成11年3月策定の「豊後高田市障がい者福祉計画」をはじめとし、平成19年3月には、10年間(平成18~27年度)を計画期間とした「豊後高田市障がい者基本計画」(以下「前計画」という。)を策定して、障がい者施策を総合的・計画的に推進してきました。

しかしながら、社会環境やライフスタイルの変化により、障がい者のニーズも多様化していることから、障がいの有無にかかわらず、すべての人が共生する社会の実現を目指していくことが必要です。また、平成25年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)」(4月)が施行され、さらに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という。)」(6月)が制定されました。このような制度改革や法改正の動きに合わせ、今後数年間のうちに障がい者施策の転機となる法律の施行や、制度の検討などがなされるなか、引き続き障がい者施策の見直しも行われています。

こうした国の制度改正を踏まえ、地域のなかで、障がいのある人の人格と個性が尊重され、障がいの有無にかかわらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現にむけ、さらに、障がいのある人やその家族のニーズの多様化に対応できるよう、今後 10 年間の障がい者施策の方向性を示す新たな「豊後高田市障がい者基本計画」(以下「本計画」という。)を策定するものとします。

2. 計画の期間

本計画の期間

障がい者基本計画 平成28年度~平成37年度(10年間)

豊後高田市の障がい者施策の方向性を示す基本計画の期間は、長期的な視点に基づき推進していく必要から、平成 28 年度を初年度とした 10 ヵ年計画とします。

平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
									/
豊後高	田市障	がい者基	画信本基						
	را				db (// db				
			†障がい福 5期)	祉計画	豊後高田で	下障かい福 6 期)	祉計画		
	Γ ΄					_ , , ,			

国の制度改正等の流れ

「障害者自立支援法」(平成17年10月成立、平成18年4月施行)

- ●身体・知的・精神の3障がいへの福祉サービスを一元化●定率負担
- ●支援の必要度に関する客観的な尺度(障がい程度区分)の導入 など

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す る法律(バリアフリー法)」

(平成18年6月成立、平成18年12月施行)

- ●新設・改良時のバリアフリー化基準への適合義務
- ●地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

「障害者雇用促進法」の改正

(平成20年12月成立、平成21年4月から順次施行)

- ●障者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大
- ●短時間労働に対応した雇用率制度の見直し など

「障害者自立支援法」の一部改正

(平成22年12月成立、22年12月から順次施行)

- ●発達障がいおよび高次脳機能障がいが障害者自立支援法の 対象になることを明確化
- ●グループホーム・ケアホーム利用の助成
- ●応能負担原則の見直し●支給決定プロセスの見直し など

「障害者虐待防止法」

(平成23年6月成立、平成24年10月施行)

- ●障がい者に対する虐待の禁止
- ●虐待が疑われる障がい者を発見した者の通報義務 など

______ 「障害者総合支援法」

(平成 24 年 6 月成立、平成 25 年 4 月・平成 26 年 4 月施行)

- ●難病患者等への支援、地域生活支援事業の追加●障害支援区分の創設、
- 重度訪問介護の対象拡大●共同生活介護の共同生活援助への一元化
- ●地域移行支援の対象拡大 など

「障害者差別解消法」

(平成25年6月19日成立、平成28年4月1日施行)

- ●差別禁止部会の意見に基づき策定
- ●差別の禁止、人権被害救済などを規定

「障害者基本法」の 改正

(平成23年7月成立、 平成23年8月施行)

- ●発達障がい、その他の 心身機能の障がいがある 人も障がい者として定義
- ●社会的障壁に対する合
- 理的配慮の義務など

障がい者施策に関する制度改正等

平成 28 年度から平成 37 年度までを計画期間とする本計画は、近年の社会状況や変化を踏まえ策定しています。そのため前計画から本計画までの期間で行われた「障害者基本法の改正」をはじめとした制度改正等を新たに組み込みます。

主な制度改正等の内容は以下のとおりです。

●国連による障害者権利条約採択

平成 18 年 12 月、障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める障害者権利条約が、国連総会において採択されました。特に、第2条では、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義づけられ、手話が言語であることが明文化されました。

●障害者自立支援法の改正・児童福祉法の改正

平成22年10月までに、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障がい保健福祉施策を見直すまでの間において、障がい者の地域生活を支援するため、関係法律が整備されました。

このことにより、平成 24 年 4 月に施行された改正障害者自立支援法では、中心となる総合的な相談 支援センターの設置、高額障がい福祉サービス費について、補装具費と合算するなどの利用者負担の 見直しが行われました。

また、平成24年4月に施行された改正児童福祉法には、障がい児施設(通所・入所)の一元化、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設、18歳以上の障がい児施設入所者についての障がい者施策対応などの改正点がありました。

さらに、小児慢性特定疾病対策の充実を図るため、児童福祉法の一部が改正され、平成 27 年 1 月から新制度が施行されました。従来の医療型児童発達支援にかかわる「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改正して区別します。(内容に変更はありません)

●障害者虐待防止法の制定

平成23年6月、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、障害者虐待防止法という。)」が成立し、平成24年10月から施行されています。

障害者虐待防止法では、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに虐待の防止 等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を 課すなどとしています。

●障害者基本法の改正

平成 23 年 7 月、障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年 8 月に施行されました。改正された障害者基本法のうち、豊後高田市では特に以下の内容について計画に盛り込むことが重要であると考えています。

1 「目的規定の見直し」(第1条関係)

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

2 「障害者の定義の見直し」(第2条関係)

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁(障がいがある者にとって障壁となるような事物(利用しにくい建物や設備など)・制度(障がいを理由に法律等で制限されること)・慣行(習慣や文化など)・観念(障がいのある人に対する偏見・誤解・差別など)・その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

3 「地域社会における共生等」(第3条関係)

全ての障がい者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段について、選択の機会の拡大が図られること。

4 「差別の禁止」(第4条関係)

障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。また、社会的障壁の除去は、それを必要としている障がい者が現に存し、かつ、その実施にともなう負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

●障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正

平成 24 年 6 月に、これまでの「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)」となり、平成 25 年 4 月に施行されました。このことにより、法の目的として、「自立」の代わりに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されるとともに、「地域生活支援事業による支援」が「障害福祉サービスにかかわる給付」に加えられ、それらの支援を総合的に行うことになりました。

さらに、基本理念が創設され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるもの」であること、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」すること、「障害者及び障害児が可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられる」こと、「社会参加の機会の確保」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」こと、「社会的障壁の除去」などが規定されました。

●障害者優先調達推進法の制定

平成 24 年 6 月、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定める「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)」が成立し、平成 25 年 4 月に施行されました。この法律により、国や地方公共団体などに障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進する義務が課されています。

●障害者差別解消法の制定

平成25年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」が制定され、一部施行されました。法律全体の施行は、平成28年4月に施行となりました。この法律は、差別を解消するための措置を具体化するとともに、差別を解消するための支援に関する措置も明示し、障がいを理由とした差別の解消を目指しています。

●障害者雇用促進法の改正

平成 25 年 6 月に、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止および障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることを盛り込み、「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)」が改正され、平成 28 年 4 月に施行となりました。

●学校教育法施行令の改正

平成 25 年 8 月、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成にむけたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(以下報告という。)」を踏まえて、学校教育法施行令の一部改正が行われ、同年 9 月から施行されました。この報告に基づき、障がいの状態のみならず、教育上必要な支援の内容や地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意向等を踏まえた総合的な判断によって市町村教育委員会が就学先を決定する仕組みが定められています。

これをもって、市教育委員会、地方公共団体等は、関係機関と連携した早期からの一貫した支援体制づくりに努めます。

●第三次障害者基本計画の策定

国ではこれまで、障害者基本法に基づき、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本計画を定めており、今回さらに、平成25年度から平成29年度までの概ね5年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた第三次障害者基本計画が、平成25年9月に策定されました。障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等を踏まえ、「安全・安心」、「差別の解消および権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の3つの施策分野が新設されています。

●障害者権利条約の批准

平成 25 年 6 月の障害者差別解消法の成立をもって、ひととおりの国内法整備の充実がなされたことから、同年 12 月国会において全会一致で障害者権利条約の締結が承認されました。平成 26 年 1 月に批准書を国連に寄託し、日本は 140 番目の締約国になりました。

近年の制度改正のほかに、現在も障害者基本計画の施策や事業、そして障がいのある方々の生活に大きくかかわる法律については、以下のとおりです。

●発達障害者支援法の施行

発達障がいは、症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、早期に発見し、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における支援、就労の支援、発達障がい者支援センターの指定等について定めることにより、発達障がい者の自立および社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることを目的に、平成17年4月に発達障害者支援法が施行されました。

●バリアフリー新法の施行

「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)が廃止され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)として一本化され、平成18年12月から施行されています。

国の法整備が進む中、豊後高田市においても独自の条例を制定し、普及啓発を推進します。

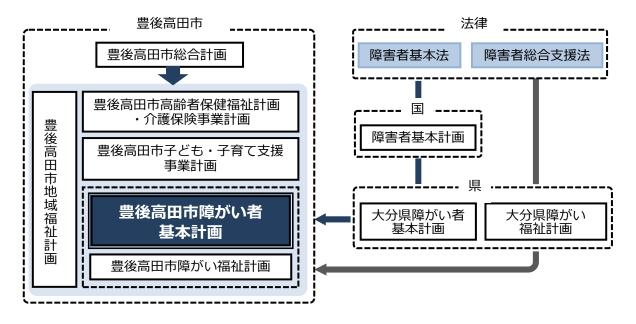
●「豊後高田市手話・点字等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用促進に関する条例」制定

手話・点字等の障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及びその利用促進を図ることにより、意思の疎通及び情報の取得がしやすい環境を構築し、障がいのある人もない人も全ての市民が心を通わせ、互いの人格及び個性を尊重し合い、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的に、令和2年3月に「豊後高田市手話・点字等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用促進に関する条例」を制定しました。

4. 計画の位置づけ

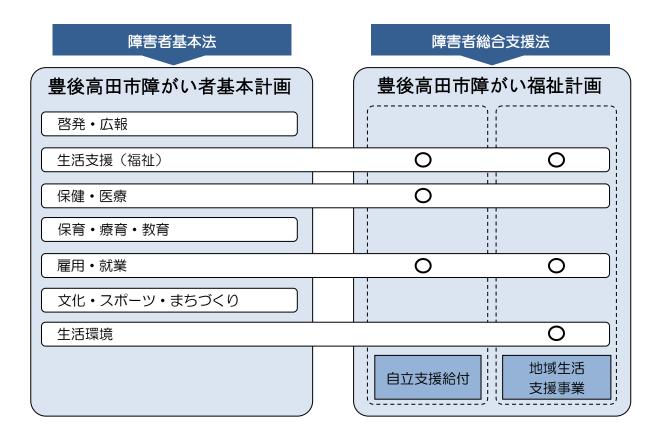
本計画は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づき、豊後高田市の 障がい者施策にかかわる理念や基本的な方針を定め、障がい者施策の方向性を示すものです。

策定にあたっては、国および県の障がい者基本計画を踏まえるとともに、市政における最上位計画である「豊後高田市総合計画」をはじめ、他の関連する計画と整合を図ります。



5. 障がい者基本計画と障がい福祉計画

障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する詳細な施策内容、目標量等については、障害者総合支援法第88条に基づく「豊後高田市障がい福祉計画」において示します。



6. 計画の策定体制

策定にあたっては、次の検討組織において、検討を進めました。

1.地域自立支援協議会(策定委員会)による検討

学識経験者、当事者やその家族(団体を含む)をはじめ、保健・福祉・医療および教育・就業等の 各分野の代表で構成する障がい者計画策定委員会において実質的な審議を行いました。

平成 27 年 8 月 21 日	第1回豊後高田市地域自立支援協議会開催
平成 27 年 6 月 21 日	アンケート案・計画骨子案の内容協議
平成 27 年 9 月 25 日~29 日	第1回専門部会
平成 27 年 9 月 25 日~29 日	計画骨子案の内容協議
亚武 27 年 11 日 25 日 - 27 日	第2回専門部会
平成 27 年 11 月 25 日~27 日	アンケート分析、計画素案概要協議
亚式 27 左 10 日 17 日	第 2 回豊後高田市地域自立支援協議会開催
平成 27 年 12 月 17 日 	計画素案の内容協議
亚产 20 左 2 日 2 日 1 日 日	第3回専門部会
平成 28 年 2 月 9 日~15 日	計画書の内容協議
亚弗 20 年 2 日 10 日	第3回豊後高田市地域自立支援協議会開催
平成 28 年 2 月 19 日	計画書の内容協議

2.庁内連携による検討

本計画の各施策や事業について、計画策定後に施策や事業が滞りなく推進していくために、庁内の 関係各課と連携し、相互に内容を熟慮しました。

3.市民意見・ニーズの把握と反映

平成27年9月から10月2日にかけて、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援受給者証をもつ障がい者(児)を対象(計556名)とした「豊後高田市障がい者計画策定のための障がい福祉サービスに関するアンケート」を実施し、障がいのある方々とその家族からの幅広い意見を収集しました。そこで寄せられた結果や意見については、本計画の審議段階に活用し、計画に反映させています。

4.パブリックコメントの実施

平成 28 年 1 月 15 日から 29 日にかけて市民を対象とした意見公募(パブリックコメント)を実施し、本計画策定段階から市民に内容を公開し、幅広く意見を求めました。

7. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、次の体制において、推進していきます。

1.計画策定後の円滑な検証にむけた体制

計画に即した施策の展開が円滑に行われるよう、その進行を管理していくとともに、事後の検証を行える体制として、平成27年度に「地域生活支援部会」、「就労部会」、「こども部会」の3つの専門部会を設けました。地域自立支援協議会および同部会において的確に進行管理を行っていきます。

2.多岐にわたる分野にもれなく取り組むための庁内連携

この計画に基づく施策は、福祉、保健、医療、教育、就労、生活環境等多くの分野にまたがっているため、障がいのニーズに応じたきめ細かで一貫したサービスが提供できるよう、関係部署・機関が連携し、総合的に取り組みます。

3.市民意見・ニーズの把握と反映

平成28年度以降においても、各種制度の周知、市民意識の向上を図るとともに、市民ニーズの把握に努めることとします。

第2節 計画の概要

1. 基本理念

障がいのある人もない人も すべての人が、ごく自然に社会づくりに 参加できる平等な地域社会の実現

近年、少子高齢化、人口減少化によって障がい者を取り巻く社会環境はさまざまに変化しており、福祉ニーズの複雑多様化が進んでいます。このようななか、適切な支援・サポートが行きわたる地域を目指していきます。そのためには、ともに支え合い暮らしていく豊かな心を地域全体で育む必要があります。また、自立と地域生活移行を促す支援を行い、すべての人が安心して生活できるまちづくりを目指します。そして、すべての人に対する差別をなくし、地域住民の誰もが積極的に社会に参加できる体制にしていきます。

本計画では、障害者基本法の理念であるノーマライゼーションの精神のもとに、平成 19 年 3 月策定の「豊後高田市障がい者計画」の基本理念である"障がいのある人もない人もすべての人が、ごく自然に社会づくりに参加できる平等な地域社会の実現"を引き継ぐものとします。

2. 施策の重点目標

① 状況に合わせた適切なサポートへの取り組み

住み慣れた地域で暮らしていくために、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。自立した生活をするために、雇用や生活環境の改善に努め、地域移行支援を推進します。日々の生活において、働くことは障がいの有無にかかわらず、自己を実現する機会となり、生きがいにもつながります。ハローワークや一般企業との連携を強化し、適性に応じた新たな仕事を開拓していきます。また、その人の年齢や性別、障がいの状況や生活環境に合わせた適切な医療や福祉サービス等を提供し、地域で長く安心して暮らせる環境を目指します。

② 豊かな福祉社会づくり人づくりへの取り組み

子育て、教育の環境における支援を必要とする子どもとその家族への配慮ある福祉社会づくりの整備を図ります。障がい者の権利に関する条約にある「インクルーシブ教育システム」を理念とし、ともに学ぶ場や環境を増やすなど、子どもの頃から人の多様な個性について理解と認識を深める機会を提供できるよう努めます。また、発達障がい等の早期発見のために、母子保健計画に沿った適切な専門的対応や子どもの居場所づくり、保護者等への育児相談等の支援体制を整備し、誰もがともに生きていけるための豊かな福祉社会を目指します。

③ 地域で支え合う安全なまちづくりへの取り組み

バリアフリー新法・ユニバーサルデザインの方針に基づいた、すべての住民が安心して、暮らしやすいと感じるまちづくりを目指します。市内の公共施設等のハード面での整備に加え、<mark>障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及や理解促進を推進し、</mark>情報提供面でも障がいの有無にかかわらず誰でも求める情報を取得できる情報アクセシビリティの促進を図ります。また、こころのユニバーサルデザインを目的としたコミュニケーションの場づくりや機会の提供等、ソフト面の取り組みを進め、地域住民同士で協力し、支え合える真に豊かなまちづくりを目指します。

④ 誰もが差別のない安心して暮らせる社会づくりの取り組み

障害者権利条約の批准にともない、虐待や差別を受けないための周囲の理解と、ともに暮らしていくための調和をもった人々を育て、誰もが過ごしやすい社会づくりを目指します。これまで活発に社会活動に参加するための障壁となっていたものを取り除き、誰もが積極的にかかわることができる環境を整えます。

3. 施策体系

計画策定の背景および本市における現状等を踏まえ、本計画においては以下のとおり基本理念に基づいた基本計画を設定し、施策の方向を体系化しました。そして、本計画の施策の方向をもとに、「豊後高田市障がい福祉計画」において各事業を推進していきます。

基本理念 施策と方向 基本目標 1 障がい者の権利・理解の促進 1 権利の理解・周知の徹底 2 虐待・差別の防止 障 2 地域生活支援の充実 がいのある人もない人もすべての人が **ごく自然に社会づくりに参加できる平等な地域社会の実現** 1 相談・福祉サービスの向上 2 施設・医療体制の整備 3 地域生活移行のための支援・交流の促進 3 保育・療育・教育体制の整備 1 保育・療育・教育の充実 2 居場所づくり・相談支援の充実 4 雇用促進と就労環境の向上 1 就労支援の充実 2 連携強化の促進 5 文化・スポーツ振興・社会活動参加の促進 1 余暇時間の充実 2 余暇時間を充実させるための各種支援 6 福祉体制が充実したまちづくり 1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 2 多様なコミュニケーション手段の普及及び理解促進 3 防災・防犯対策の推進

第2章 障がい者福祉の状況

第1節 豊後高田市の人口

1. 豊後高田市の男女別人口・世帯数

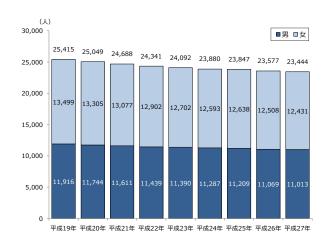
本市の人口は、平成 19 年に 25, 415 人でしたが、平成 27 年には 23, 444 人と約 2, 000 人減少しました。男女別にみると、平成 27 年の男性人口は、平成 19 年から比べて約 7. 6%減少して、11, 013 人、女性人口は、平成 19 年から比べて約 7. 9%減少して、12, 431 人です。一方で、平成 27 年の世帯数をみると、平成 19 年から 369 世帯増加し、10, 568 世帯です。

全国的に深刻な状況にある人口減少問題のなかで、本市の総人口も徐々に減少しており、今後、相対的な高齢人口率の増加にあわせて、障がい者人口の増加と高齢化にともなうさまざまな課題が想定されます。介助が必要な障がいのある人の介助者(特に親等の家族)は、自身が介護を必要とするようになったときや、「親亡き後」の暮らしに不安を感じています。また、本人も、今後、高齢者になるにあたり、福祉サービス等から介護サービスへ移行することに不安と戸惑いを抱いています。

このような人口問題等の社会状況の変動に対して、国と県と市が一体となり、さまざまな施策を講じて誰もがより良い環境で安心して暮らしていける社会づくりを目指す必要があります。

豊後高田市の年別男女別人口

豊後高田市の年別世帯数





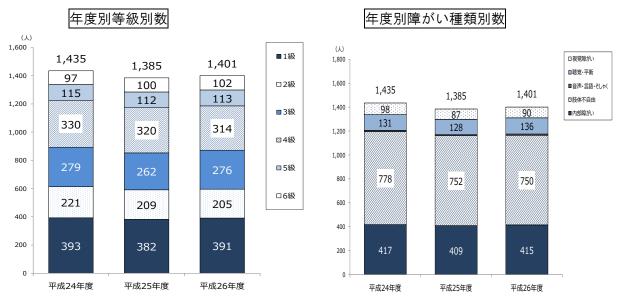
資料:住民基本台帳

第2節 豊後高田市の障がいのある人の状況

1. 身体障がい者

平成 26 年度の身体障害者手帳所持者は、1,401 人で、そのうち 18 歳未満の人の割合は 0.71%でした。等級別の状況をみると、平成 26 年度では 1 級が 391 人と最も多く、続いて 4 級が 314 人でした。 等級ごとの人数の割合は、過去 3 年間変わっていません。

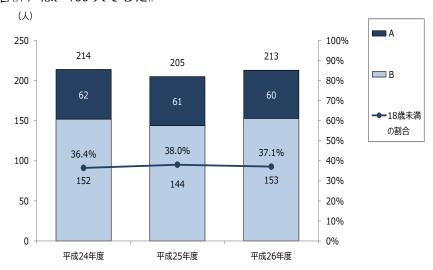
また、障がい種類別数を年度別にみると、平成26年度では、肢体不自由が750人と最も多く、続いて、内部障がいが415人でした。



資料:福祉行政報告例

2. 知的障がい者

平成 26 年度の療育手帳所持者は、213 人で、そのうち 18 歳未満の人の割合は 37. 1%でした。程度別の状況をみると、平成 26 年度では、A(重度 A、中度 A の合計)は 60 人で、B(中度 B と軽度 B の合計)は、153 人でした。

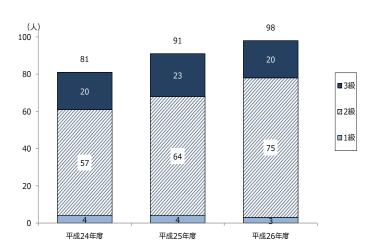


資料:福祉行政報告例

3. 精神障がい者

平成 26 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者は、98 人で、そのうち等級別の状況をみると、1 級は 3 人で、2 級は 75 人、3 級は 20 人でした。平成 24 年からみると、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は増加しています。

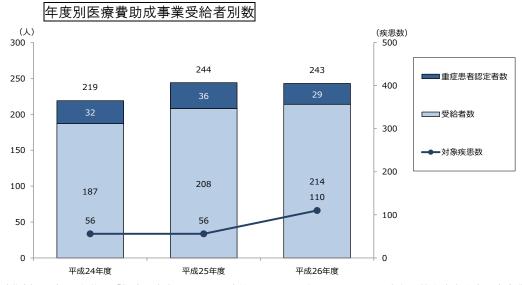
年度別等級別数



資料:北部保健所報

4. 指定難病患者

平成 26 年度の特定医療費(指定難病)助成事業受給者数は、243 人で、そのうち、重症患者認定者数は 29 人でした。



(備考) 平成 27 年施行「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、受給者数を特定疾患治療研究事業(医療費受給者数) から特定医療費助成事業受給者数としています。

(備考) 難病医療費助成制度の対象疾患数は、平成27年7月に306疾患数になりました。

資料:北部保健所豊後高田保健部調べ

第3節 豊後高田市の障がい福祉に関するサービスの状況

1. 障がい者福祉サービス

○訪問系サービス

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計明を共 じっ	人数	39	36	36
訪問系サービス	時間	1,647	1,253	733

○日中活動系サービス

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
+ 江 人 □ #	人数	43	41	40	
	生活介護	日数	924	866	846
	機能訓練	人数	3	2	2
	放形訓練	日数	52	39	39
	生活訓練	人数	13	10	10
日由	生活训練	日数	199	211	211
日中活動系サ	 就労移行支援	人数	19	23	26
動	机力修1]又按	日数	372	448	498
ポサ	就労継続A型	人数	8	9	10
 	, 就力	日数	153	159	169
ビス	就労継続B型	人数	92	93	94
	別力極続ロ空	日数	1,637	1,672	1,702
	 広美人選	人数	10	9	9
	療養介護	日数	-	-	-
	短期入所	人数	3	3	3
		日数	39	34	34

○住居系サービス

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
住居	施設入所支援	人数	52	51	51
住居系サー	グループホーム	人数	39	46	58
ビス	ケアホーム	人数	5	7	-

(備考) 平成26年4月から、ケアホームとグループホームは一元化しました。

○計画相談支援

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人数	4	10	20

2. 地域生活支援事業

○相談支援事業・意思疎通(コミュニケーション)支援事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障がい者相談支援事業	人数	4	4	3
手話通訳者派遣事業	延べ回数	12	12	47

○日常生活用具給付等事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護訓練支援用具	件	1	2	1
自立生活支援用具	件	3	6	0
在宅療育等支援用具	件	2	5	0
情報·意思疎通支援用具	件	4	2	3
排せつ管理支援用具	件	632	574	582
	実施ヵ所	5	5	5
移動支援事業	実人数	4	5	6
	延べ時間	760	865.5	979.5

〇日常生活支援事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
福祉ホームの運営	設置ヵ所	1	1	1
価値小一ムの連名	実人数	1	1	1
	実人数	6	5	4
日中一時支援事業	延回数	326	180	111

○社会参加支援事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
点字・声の広報等発行	実施状況	-	-	0
奉仕員養成研修	実施状況	-	0	0
自動車改造助成	助成件数	1	2	0

○権利擁護支援事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障がい者虐待防止対策支 援	実施状況	-	0	0

第3章 各論

第1節 障がい者の権利・理解の促進

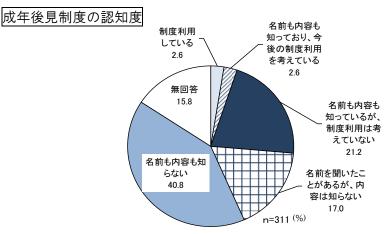
1. 権利の理解・周知の徹底

■■現状と課題■■

○権利擁護・成年後見制度に基づく相談支援体制の強化と周知徹底

障がい者が自立して生活していける社会を目指すためには、本人と周囲の人が障がい者の権利擁護を理解し、相互に適切な対応をしていくことが重要です。「障がい福祉のためのアンケート調査」で「成年後見制度の認知度」について、「名前も内容も知っており、今後の制度利用を考えている」と答えた人は 2.6%と低く、一方で「名前も内容も知らない」と答えた人は 40.8%でした。

これまで市では、利用者の権利擁護のために、相談支援事業により相談窓口を開設してきましたが、まだ周知が行き届いていないことが課題です。相談支援等の体制を強化し、さらに成年後見制度の周知も引き続き取り組む必要があります。



出典:豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

○利用者の視点に立った援助体制の強化

市で実施している各種サービスを利用する人のなかには、自ら利用したいサービスを選択することが困難な人もいます。そのような人のために、社会福祉協議会によるあんしんサポート事業を実施して成年後見制度の利用を積極的に進めていくなど、各機関と連携をとりながら計画的に進めてきました。今後も引き続き援助体制の維持・強化を目指します。

○多世代間の交流をつうじた理解の促進

多様な社会において、よりよい人間関係の構築は、さまざまな価値観を理解し育んでいくことでうまれます。高齢者から年少者まで幅広い世代が交流する機会を設けることは、それぞれがもつ知識や経験を共有し、福祉に対する理解を深める学びにつながります。今後はこうした交流の場を設けて、福祉を学ぶ機会を充実していくことが大切です。

○福祉教育に基づく学びの機会提供

福祉教育について、これまで市では、福祉の理念・趣旨の普及・啓発のため、講座や教室の開催等を実施し、大分大学等の関係機関の協力を得ながら学べる機会の確保に取り組んできました。今後も福祉教育の一層の充実を図るとともに、学校教育においても手話や点字等の多様なコミュニケーション手段の理解促進のための活動を推進し、障がい者への理解を深める取組を進めます。

○人権を守るための啓発活動

これまで市では、毎月、市報に「人権コラム」を掲載したり、「男女共同参画週間」や「差別をなくす運動月間」および「人権週間」などに多くの市民に対し、人権意識の高揚を図っていくため、「街頭啓発」や「人権を考える講演会」などを実施し、年間をつうじた啓発活動を実施してきています。さらに、人権侵害による被害を未然に防ぐための方策や、被害にあった場合の支援体制を確立することが必要です。また、引き続き人権教育・啓発を具体的に推進していくため、「人権施策基本計画」に基づき、全庁的な連携を図り、総合的かつ計画的な取り組みにつなげていくことも大切です。

○尊重するこころを育む人権教育促進

市教育委員会においては、「身近なじんけん講座」を定期的に開催しています。障がいのある人も 障がいのない人も互いに尊重し合い、ともに生きる社会にしていくために、今後も人権教育の促進を 図っていくことが重要です。

○障害者週間事業による理解の促進

これまで市では、国の「障害者基本計画」が定める期間の毎年 12 月 3 日~9 日の一週間を「障害者週間」とし、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指して障がいにかかわる取り組みを実施してきました。今後も「障害者週間」では障がい者への理解促進のための啓発活動を実施していきます。

重点方策	方策の内容
権利擁護·成年後見	障がい者の権利擁護のために、社会福祉協議会によるあんしんサポート事業
制度に基づく相談	の活用を図るとともに、相談支援体制を強化します。さらに、成年後見制度の
支援体制の強化と	周知も行い、その利用支援を行います。
周知徹底	
	成年後見制度やあんしんサポート事業につながりにくいケースや、措置権の行使
 利用者の視点に立	にいたらないために、実際の利用に結びつくことができない人がいます。また、同
一つた支援体制の	じような悩みをもつ本人同士が相談に乗ることが望ましいなどの場合もあります。
は	こうしたケースには、相談をする側と受ける側がともに参画できるようにするな
) - X (C	ど、利用者の視点に立った利用支援体制づくりを進めていくことが重要です。その
	ために、モニタリングの適正実施を行い、サービス利用計画策定の徹底を図ります。
 多世代間の交流を	世代間のふれあいや交流をつうじて、高齢者や障がい者に関する理解の促進
つうじた理解の	を図っていきます。また、多世代のもつ知識や経験の伝承と活用をさらに推し
促進	進めることが、子どもに知恵や知識を学ぶ機会となることも視野に入れ、現在
灰 连	の福祉教育の一層の充実を図っていきます。
	保護者や地域住民を対象に、少子高齢化社会の将来像を踏まえた「福祉」をテー
 福祉教育に基づく	マとした講座や教室を開催することで、福祉の理念や趣旨の啓発に努めていきま
学びの機会提供	す。
子の切成五定法	今後も「身近なじんけん」を取り上げ、講座などを実施していくなかで、意
	識の啓発・普及を図っていきます。
 人権を守るための	年間をとおして「人権週間」などをはじめとする啓発活動の実施をすること
	で、市民の人権意識の高揚を図っていきます。また、人権侵害による被害の予
	防と救済制度の確立を目指していきます。
尊重するこころを	新たな人権教育や啓発の推進に関する基本計画に基づき、住民一人ひとりが
育む人権教育促進	人権を正しく理解し、人権が尊重されるまちづくりを推進します。
障害者週間事業に	「障害者週間」事業などをつうじて、障がい者に対する市民の理解・意識の
よる理解の促進	啓発に努めます。

■■現状と課題■■■

○虐待防止のための対応

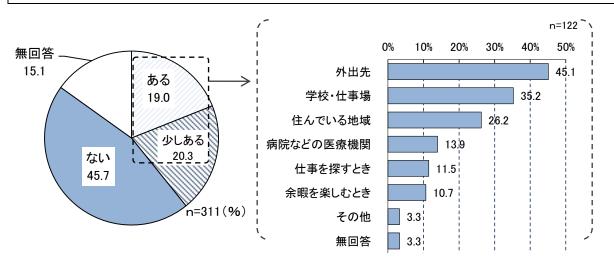
市では、これまで市が直営する「虐待防止センター」を設置し、虐待被害者の立場に寄り添った相談支援を行うとともに、地域住民に対しては啓発活動を実施してきました。今後も市民の生命と安全を守るために、周知・啓発活動に取り組む必要があります。

○差別解消のための支援体制づくり

「障がい福祉に関するアンケート調査」で「障がいや病気によって差別や嫌な思いをした経験の有無」で「経験がある」「少しある」と答えた人は39.3%で、そのうち「差別や嫌な思いをした場所」で最も多かった回答は「外出先」で45.1%、つぎに多かった回答は「学校・仕事場」で35.2%でした。

平成28年4月から施行される「障害者差別解消法」に基づいて、市としても障がい者を取り巻く あらゆる社会的障壁を取り除き、そのために必要な合理的配慮を率先して提供していくために、より 適切な対応への準備を進めています。今後も「障害者差別解消法」の周知徹底に努め、地域、職場、 学校への普及と理解の促進を図ることが重要です。

障がいや病気によって差別や嫌な思いをした経験の有無・差別や嫌な思いをした場所(複数回答)



出典:豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

重点方策	方策の内容
東往吐しのための	虐待や介護放棄等によりサービス利用契約が難しい場合には、それぞれの法に基づいて措置権を効果的に行使する等、市民の生命と安全を守ります。
虐待防止のための 対応	虐待や介護放棄等に関しては、通報制度の周知と市民・施設従事者への啓発
	を行い、通報があった場合の早期対応の徹底を図ります。
差別解消のための 支援体制づくり	障がいのある人も障がいのない人もすべての人が合理的配慮に基づき、社会的差別の障壁に隔たれない社会づくり、まちづくり、ひとづくりを目指します。 地域の住民が積極的に社会活動に参加できるための支援体制づくりに努めます。

第2節 地域生活支援の充実

1. 相談・福祉サービスの向上

■■■現状と課題■■■

○福祉情報の提供体制の充実

「障がい福祉に関するアンケート調査」で「福祉サービスの情報入手経路」の質問に「入手している」と答えた人のうち、「情報の入手経路」について、「市役所の窓口(社会福祉課など)」と答えた人は 26.8% と最も多く、福祉サービスに関する情報の多くが、市の媒体を利用して入手されていることがわかります。 市のホームページは、平成 26 年度までに福祉サービス等に関する情報を充実させましたが、決して十分な状態ではなく、ボランティアや NPO 等の団体の活動状況についての情報を掲載するまでにはいたっていません。今後は、障がい特性に応じたわかりやすい情報提供と、障がい者と障がい者を支援する人にとっても有益な情報の提供を進めて行く必要があります。

n=97 (%) 26.8 30.0 24.7 23.7 25.0 20.6 18.6 16.5 20.0 16.5 13.4 15.0 10.3 9.3 9.3 10.0 4.1 3.1 5.0 1.0 0.0 0.0 ヶ · 医 市役 家 友 障 民 ボ 利場 ア 福前、 族 人 が 生 診 療 役 σ 回 新 厶 新ビ ター L١ 委 マ 療 機 所 用施設 祉 祉課などの窓口 ネジ 親 知 者 員 所関 以 外の相 な ど) 院 ル ネ 寸 など) パ | 体 誌 ź ども 所 支 委 談 訪 援 先 員 問 看 護 師

福祉サービスの情報入手経路(複数回答)

出典:豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

○利用者に応じた情報の発信と周知

現在、市のホームページや市報のほか、おでかけ情報などにも提供している、相談支援事業所による定例相談会等の情報や障がい福祉にかかわる情報について、発信・周知の拡大を図っています。しかし今後は、障がい者以外の人にも関心をもってもらうためのホームページの内容や、市報等の情報提供媒体をより充実させることが大事です。本人はもちろん、地域住民にむけた啓発も強化していきながら多岐にわたる複合的な情報を発信していく体制づくりが求められています。

○総合的な相談支援体制の整備・強化

現在、委託相談支援事業所は市内にぶんご高田障がい者相談支援センターとみづほ障がい者相談支援センターの2ヵ所を設置しています。委託相談支援事業所では、障がいの種別にかかわらず、個人の状況・状態を把握し、利用者にとってより適切な対応を提案するための専門的な相談に対応できる体制づくりを強化しています。今後もより充実した相談支援体制づくりに努め、利用者に寄り添った支援を実施していくことが重要と考えます。

○さまざまなニーズに応じた地域生活支援事業の実現

地域生活支援事業として、その他のサービスでは補いきれない部分をカバーしています。必須事業のほか、任意事業についても7事業を展開し、地域での生活支援につなげられています。今後は、地域ニーズに応じたサービスを計画的に実施する必要があります。

○居宅介護・重度訪問介護・行動援護の充実

居宅介護や重度訪問介護、行動援護について、現在、共同生活の場における支援(共同生活支援)などの多様な利用形態を確保するため、他法による給付(介護保険等)と連携して実施しています。 生活実態に応じた必要な支給量が確保されるよう調整等の取り組みを行い、今後も充実を図ります。

○施設の在宅サービス拠点化

現在、各種在宅サービスを提供する市内の在宅支援の拠点は、社会福祉協議会を含めた3ヵ所を確保しています。今後、ニーズに合わせて拠点の増加や見直しを検討していく必要があります。

○補装具・日常生活用具の有効活用

補装具・日常生活用具の有効活用として、ニーズに応じた適正な基準をもとに、必要な器具などの 給付決定を速やかに行っています。今後も、必要とされる器具などを適宜対象に追加するなどの対応 が求められます。

○経済的な自立のための支援の充実

各種手当制度等や自立支援医療の周知について、市ホームページを中心に広報活動を実施しています。 今後、社会情勢や民間企業の状況を視野に入れた先行的な処置を検討していくことが求められます。

○ボランティアの育成・支援

現在、市では、社会福祉協議会をつうじてボランティアの育成等についての支援を行っています。 また、手話奉仕員や点訳奉仕員の育成を進めていますが、NPO等のボランティア団体の自立や活動へ の継続的支援の体制を整えていくことが今後の課題です。

○住宅の改善費助成

県の制度の活用のほか、他の制度との調整も図りながら、重度障がい者等の住宅改造助成事業を実施しています。今後も継続して住宅改造費助成の情報提供や、適切な住宅改修ができるよう迅速な対応を目指します。

○家族等に寄り添う支援

短期入所のほか、児童の場合は日中一時支援事業なども活用しながら、家族の負担軽減を図っています。一方で、障がいのある子どもをもつ親の将来の不安として、介助をしている自分に万が一のことがあったらという「親亡き後」の障がい者の居場所や支援体制、経済的自立の問題があります。

保護者に対して、介護サービス計画(ケアプラン)や成年後見制度等の各種サービスや制度についての適切な相談支援が必要です。

○重症心身障がい者対応短期入所の確保

現在、重症心身障がい者の介助者が一時的に支援困難になった場合にも対応できるよう、入所施設においても短期入所枠を確保できる体制を整備しています。

重点方策	方策の内容
福祉情報の提供体 制の充実	市報や市のホームページで、障がい特性に応じたわかりやすい福祉情報を提供するとともにボランティア、NPO の活動に関するタイムリーで有益な情報も積極的に提供していきます。
利用者に応じた情報の発信と周知	福祉保健医療情報ネットワークシステム、大分県社会福祉介護研修センター・おおいた子育てほっと・次世代育成支援のホームページ、おおいた NPO 情報バンク等への広報を行い、周知を図ります。また、市のホームページや市報をとおして、本人への情報提供はもちろん、市民にむけた啓発活動も強化していきます。
総合的な相談支援 体制の整備・強化	教育、医療、保健、福祉、労働等が一体となり、乳幼児期から学校卒業後にわたる一貫した相談支援体制の整備に努めます。 心配ごとや悩みごとがあれば、誰でも、どんな問題でも気軽に相談できる相談支援専門員のいる総合的な相談窓口の設置を目指します。 特に、委託相談支援事業所の必要数を確保し、相談支援体制強化と職員・スタッフの能力向上を図ります。
さまざまなニーズ に応じた地域生活 支援事業の実現 居宅介護・重度訪問 介護・行動援護の充	訪問系サービス・施設サービスでは行き届かない部分を地域生活支援事業に おいてカバーし、利用者の立場に立ったサービスを提供していきます。 さらに、まだ実施できていないサービス事業の実現を図っていきます。 支援の必要性に基づき障がい種別を問わず支給量を確保するとともに、共同 生活の場における支援(共同生活支援)等の多様な利用形態を確保していきま
実 施設の在宅サービ ス拠点化	す。 施設を地域の重要な資源として位置づけ、各種在宅サービスを提供する在宅 支援の拠点として、今後も施設の活用促進を図ります。
補装具・日常生活用 具の有効活用	利用促進を図るとともに、状態に応じた器具等の導入を行います。また、器 具等の導入にあたっては、適正かつ速やかな給付決定を行います
経済的な自立のた めの支援の充実	各種手当制度などの周知を図るとともに、一般就労と工賃向上を一体的に推進し、 雇用を促進させることで経済的自立を支援していきます。 65歳以上の国民健康保険特定疾病療養受療証を合わせもつ更生医療受給者 を、後期高齢者医療保険へ移行するよう案内し、保険料の低減につなげます。 また、障がい年金受給への積極的な結びつけを推進します。
ボランティアの育 成·支援	ボランティア活動に対する理解と関心を促し、積極的な参加を呼びかけ、地域ぐるみの体制づくりを推進します。 手話・点字等多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会を提供します。 手話奉仕員、点訳奉仕員等コミュニケーション支援者を育成し、意思疎通や情報提供等で必要な場合に派遣します。 手話サークル「ともだち」、点字サークル「カンナ」などへの活動支援を継続します。 ボランティア活動の役割を明確化し、自立可能な組織化への支援を行います。
住宅の改造費助成	自立支援の観点に立った住宅の適切な改修を促進するため、住宅の改造費用に対して、その一部を助成します。 金額や公募の方法、申請のタイミング等は今後見直しを行います。
家族等に寄り添う 支援	短期入所の柔軟な対応や、支給決定等の支援実施により、家族や身近な人等が一時的に介助から離れ、精神的・肉体的な休息が得られる機会の提供を図ります。

	家族や身近な人等の介助者の精神的疲労や悩みに対する相談支援体制の充実 とともに、本人や家族の団体に対する活動支援、情報提供体制等も充実させて いきます。
重症心身障がい者対	重症心身障がい者の介助が一時的に困難になった場合の障がい者の短期入所
応短期入所の確保	機能の確保を促進していきます。

2. 施設・医療体制の整備

■■現状と課題■■■

○施設の環境改善・重度対応にむけた機能強化の支援

市内の指定障がい者支援施設「コスモス」は、平成21年に新築移転し、環境整備が図られました。 今後、その他の施設においても利用者の状態や必要なサービスに沿った整備を図っていきます。

○事業所および施設のサービス向上

事業所および施設のサービス従事者に対する指導については、県の施設監査に加えて、社会福祉課が社会福祉法人所管庁として指導監査に入り、運営体制や研修受講などについて定期的に確認作業を行うことで、サービスの向上を図っています。しかし、虐待防止に対する意識の向上や人材の確保、モニタリングの適正実施についての課題はあります。

○通所施設を有効活用するための方針の見直し

施設の効果的な活用のために、稼働率と機能性の各種見直しを図り、市内にある事業所4施設のうち3施設については多機能化を実施しました。今後も、すべての事業所の有効活用化を常に検討することが肝要です。

○難病患者のための支援

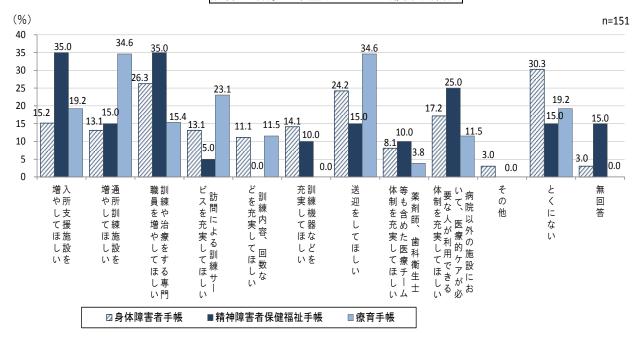
平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」で、新たに指定難病患者も障がい福祉サービスの対象に加えられました。さらに、平成27年7月には対象疾患数についても障がい福祉サービス受給対象339疾病、医療費助成受給対象306疾病となり、多くの難病患者がサービスや医療費助成を受けられるようになりました。今後、市では指定難病疾患への各種サービスについての周知をしていきます。

○医療機関と社会福祉施設との連携による複合的な支援体制の充実

「障がい福祉に関するアンケート調査」で「施設や病院での訓練や治療の利用」で利用していると答えた人のうち、「施設や病院での訓練や治療で希望すること」で「訓練や治療をする専門職員を増やしてほしい」と「送迎をしてほしい」が 23.8%と回答した人が最も多く、医療機関に求める希望と医療機関だけでは実現できない希望があることがわかります。

これまで市では、医療機関と社会福祉施設の連携強化を図ってきました。今後も継続して連携体制 を維持していくとともに、相互のサービスが利用者に対して充実した状態を目指します。

訓練や治療で希望すること(複数回答)



出典:豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

○総合的な相談支援体制の整備・強化

現在、市内に2ヵ所の指定相談支援事業所を設置し、定例相談日を設けるなど、今後も本人および その家族等に対して、障がいや障がいを取り巻くさまざまな困難な状況等への相談支援体制を構築し ていくことが望まれます。

○障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

市では、これまで障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見を目的とした各種取り組みを実施してきました。具体的には「乳幼児健診時における保健師の問診や医師の診察」「療育相談」「保育コーディネーターの育成」「保育所等の訪問支援のほか福祉サービスの給付」等を実施していますが、今後は「療育相談支援体制の強化・一元化」や「障がい児通所施設の市内開設」など早期発見後の対応について検討を進めてく必要があります。

○重度障がい児への医療的ケア体制の充実

医療的ケアを要する障がい児(者)やその家族に対する支援として、療育相談などの体制整備を行ってきました。今後も整備強化のために専門機関との連携強化を図ることも重要です。

重点方策	方策の内容
施設の環境改善·重 度対応にむけた機 能強化の支援	入所施設の生活環境の改善を図るとともに、重度者に対する短期間(概ね3ヵ月~1年以内)の集中的な入所施設支援を行う場合の体制を、積極的に支援します。
事業所および施設のサービス向上	社会福祉法人・社会福祉施設等に対して、最低基準の遵守と適正な運営にむけた指導等を充実させるとともに、サービスの直接の担い手となる従事者の交流と技能・知識の向上を目指して、サービス従事者研修等を充実していきます。 事業所およびサービスに対しての、第三者評価制度の導入を進めます。
通所施設を有効活 用するための方針 の見直し	通所施設については、施設の効果的な活用のために、稼働率を考慮した通所 利用人員への柔軟な対応を図るとともに、施設の多機能化・複合機能化につい ての検討をさらに進めます。
難病患者のための 支援	難病対策の医療費助成制度対象疾患数の増加にともなう障がい福祉サービス 等の利用情報の周知を図ります。
医療機関と社会福 祉施設との連携に よる複合的な支援 体制の充実	医療機関・社会福祉施設との連携強化を図ることで、医療的ケアが必要な障がい者に対するサービス拠点の複合的な支援体制の整備を充実させていきます。 高齢者福祉施設等の機能を相互利用することで、高齢障がい者を含む幅広い 年齢層の支援を充実していきます。
総合的な相談支援 体制の整備・強化	常時医療のニーズが高い、または、強度の行動障がいがある極めて重度の障がい者について、そのニーズに応じ、複数のサービスを包括的に提供できる体制の構築を引き続き目指します。
障がいの原因とな る疾病等の予防・早 期発見	障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見のために、妊産婦、乳幼児を対象とした健康診査、訪問指導などの母子保健施策を充実します。 5歳児健診の徹底とフォロー体制の整備を進めます。 発達障がいの早期発見のため、保育所等の施設へ巡回する専門員の配置を進
重度障がい児への 医療的ケア体制の 充実	めます。 重度化・重複化が進むなか、医療的ケアが常時必要な障がい児に対しては特別支援学校等における医療的ケア体制の充実を働きかけます。専門家チームによる相談会等の実施も行います。

3. 地域生活移行のための支援・交流の促進

■■現状と課題■■■

○障がい者ケアマネジメント体制の充実

サービス利用計画策定の徹底とモニタリングの適正実施を行い、市独自の「障がい者ケアマネジメント体制」の充実を図っていく必要があります。

○各種関係機関との連携強化による相談支援体制の整備

これまでの総合的な地域自立支援協議会に加え、平成27年度には「地域生活支援部会」「就労支援部会」「こども部会」の3つの専門部会を立ち上げて、相互の連携強化を図っています。今後は、地域自立支援協議会および専門部会を中心に、困難事例等の支援を検討するなかで、各種関係機関との連携をさらに強化していくことが求められます。

○地域生活移行のためにできる支援

地域生活移行を支援するために、これまで市では、地域自立支援協議会および専門部会(地域生活支援部会)における協議をはじめ、保健所が所管する北部圏域精神障がい者地域移行支援推進会議や 豊後高田地域精神障がい者地域移行支援実務者会議にも積極的に参画し、それぞれ関係機関との連携 強化により、地域移行の実績につながっています。実績向上のためにも、引き続き支援が望まれます。

○地域における発達支援体制の構築

発達障がいに対する支援については、障がい福祉・教育・母子保健の分野において、早期発見・早期療育につながる取り組みを実施し、地域自立支援協議会および専門部会等により、相互の連携を図って進めてきました。今後ますますの連携強化と支援内容の充実を図っていきます。

○グループホーム等の充実

市内のグループホームの定員数と入所希望者の人数が必ずしも一致しておらず、地域移行を進めるなかでグループホームの需要は膨らんでいます。今後も継続してグループホーム入所希望者の受け入れを実施し、地域移行を促進していきます。

○通所・作業所利用者の自己実現のための環境づくり

これまで市では、身近な地域での日中活動の場の確保のため、事業所の新規指定に取り組んできました。しかし、障がい児通所施設の新たな開所や工賃向上の促進といった、中・長期的な計画の推進が今後の課題です。

重点方策	方策の内容
障がい者ケアマネジ メント体制の充実	相談支援の公平性・客観性を確保し、効果的な福祉サービス利用を図るためのケアマネジメント体制の確立を目指します。
	サービス等利用計画策定の徹底を図り、事業所やボランティアとの連携をと りながら、モニタリングの適正な実施を行っていきます。
各種関係機関との 連携強化による相 談支援体制の整備	地域自立支援協議会および専門部会を中心に、今後も困難事例等の相談支援 を検討していきます。また、相談支援に携わる各機関等との連携強化を図り、 総合的な相談支援体制づくりを目指します。

重点方策	方策の内容
	地域生活への移行にむけた、家族、関係者、市民の理解を促進します。 その一環として、成年後見制度の普及啓発・利用支援により利用の促進を図 ります。さらに、親亡き後を見据えての個別支援策の構築も進めます。
地域生活移行のためにできる支援	これまでの居宅サービス基盤その他の事情により、施設入所(院)となった 障がい者や、地域生活への移行が可能となった障がい者の施設退所(院)を引き続き支援します。
	施設における社会適応訓練、生活訓練等の支援の充実とともに、生活の場であるグループホームに必要な支援体制を整えていきます。また、中間就労の場として、就労継続支援A型事業所の整備を図ります。
地域における発達 支援体制の構築	通所施設や就労系事業所、居宅介護等事業所の日常的な生活の場において、 発達支援の観点での支援が行われるようネットワーク化を図っていきます。
グループホーム等 の充実	住み慣れた地域のなかで生活を継続することができるよう、空き家等を活用したグループホーム等への整備も検討します。 なお、グループホームにおける支援体制については、個々の支援の必要に応じたホームヘルプサービスやガイドヘルプサービス等との併用により、日常生活の支援を行うほか、余暇活動・結婚・就労等の生活全般に対する支援のあり方について検討していきます。
日中活動系サービ ス利用者の自己実 現のための環境づ くり	就労継続支援A型事業所など必要とされる日中活動系サービス事業所を計画的に整備し、利用者にとって身近な地域での日中活動の場を確保することで、利用者の自己実現を支援していきます。

第3節 保育・療育・教育体制の整備

1. 保育・療育・教育の充実

■■現状と課題■■■

○就学指導の充実

現在、障がいのある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた学びの場が提供できるよう、就学支援の充実を図っています。「就学相談」や「専門家による巡回相談」等を行い、障がいの状態、本人・保護者の意向、就学先の教育環境、専門家の意見等から総合的に判断し、本人にとってより適切な就学先の提案等を行ってきました。

今後さらに、関係諸機関との連携を強化し、早期からの就学支援、継続した就学支援を実施していくことが求められます。

○切れ目のない相談支援体制の充実

「障がい福祉のためのアンケート調査(平成27年9月実施)」では、「通学先に望むこと」があると回答した人は81.3%で、そのうち具体的に望むこととして、「個別的な支援の充実」が61.5%と最も多く、続いて「能力や障がいの状況にあった支援」が53.8%でした。

市では、現在「相談支援事業」「巡回支援専門員整備事業」等、相談支援体制の整備に取り組んでいます。子どもの成長にともなう教育環境の移行に沿った、本人と保護者への負担の軽減を相談支援や各機関との連携体制の強化により、今後ますます実施していくことを目指します。

○特別支援教育の体制強化

各学校では、障がいのある児童・生徒のニーズに応じて、特別支援学級、通級指導教室での指導支援、特別支援教育支援員による生活面、学習活動面でのサポート等を行っています。また、特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援委員会を設置し「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいた支援・指導を行うとともに、関係諸機関との連携を図ってきました。

今後、さらに校内支援体制を強化するとともに、「障害者差別解消法」の方針に沿った、教育の場における合理的配慮の提供を検討・実施していくことが必要です。

○教育環境のますますの充実

障がいのある児童・生徒への教育内容が、個別のニーズに応じた充実したものとなるよう「特別支援教育免許状取得推進」「発達障がい等に関する理解と対応にかかわる研修」等、教職員の指導技術向上を図ってきました。

今後もさらに専門性を高め、ユニバーサルデザインを取り入れた授業や教室環境づくりによる環境の充実を図っていくとともに、進学等学びの場の移行時に「連携シート」等を活用した指導支援の確実な引き継ぎを実施することが求められます。また、学校教育の中で、児童等が手話・点字等のコミュニケーション手段の理解促進に関する活動や多様なコミュニケーション手段を必要とする児童等への学校生活における支援に取り組み、教育環境の一層の充実を目指します。

○進路指導の充実

これまで、適切な進路指導の充実にむけ「専門家チーム相談会」「各校の校内支援委員会」等を設置し、教育・福祉・雇用分野の連携を図ってきました。

今後も本人の意向や能力、障がいの状況等を踏まえた進路選択を実現するために関係分野の連携を密にし、「早期からの本人、保護者への情報提供」、「発達支援ファイルや連携シート等による支援状況の確実な引き継ぎ」等を実施するとともに、「保護者の心理的負担軽減」への体制を整えていく必要があります。

■■■施策と方向■■■

重点方策	方策の内容
就学指導の充実	教育・福祉・医療などとの連携を密にし、本人および保護者の意向、障がいの状況等を踏まえ、就学時に適切な教育の場が提供できるよう、就学指導の充実を促進します。
切れ目のない相談 支援体制の充実	教育・福祉・医療・保健・労働等が一体となって、乳幼児期から学校卒業後 にわたるまでの一貫した切れ目のない相談支援体制の整備に努めます。
特別支援教育の体 制強化	特別支援学校、盲学校、聾学校が専門的な知識や技能を活かし、小・中学校への支援を行うなど、地域の特別支援教育の「センター的機能」を強化するよう今後も働きかけていきます。 保護者もしくは教員などからの相談に対し、専門的な対応を図るため、教育相談センターと学校・家庭との連携を密に図っていきます。
教育環境のますま すの充実	障がいのある児童・生徒が、将来において自立していくために、一人ひとり 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を活用するなど状況に応じた特 別支援教育の推進を図ります。さらに、多様なコミュニケーション手段の理解 促進に関する活動等相互理解のための福祉教育の推進など、教育の内容の充実 に努めていきます。
進路指導の充実	教育・福祉・雇用分野の連携を密にし、本人の意向や能力、障がいの状況等 を踏まえ、学校卒業後の適切な進路が選択できるよう進路指導をさらに充実さ せていきます。

2. 居場所づくり・相談支援の充実

■■■現状と課題■■■

○障がい児通所サービスの充実

障がい児通所サービスにおいて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所は、平成28年から市内に開所され、令和2年3月時点では児童発達支援事業所は1か所、放課後等デイサービス事業所は2か所となり、市内の利用者の利便性は高まりました。しかし、通所を希望する子ども達は増加傾向にあり、現状の事業所だけでは十分とは言い難い状況です。住み慣れた地域で十分に支援が受けられるよう、今後も障がい児通所サービスの充実が求められます。

○短期入所サービスの充実

短期入所の活用と併用して、児童の場合は日中一時支援事業なども利用しながら、家庭の介助における負担軽減を実施しています。また、障がいの程度に合わせた適切な対応が行えるよう、さらなる支援体制を整えていく必要があります。

○保育所入所の確保

障がいのある子どもの円滑な保育所入所を促進していくために、障がい児保育事業の拡充や保育コーディネーターの配置、研修機会の充実等により、サービスの質の向上を目指します。

○地域で教育を受けられるための環境確保

保幼・小・中学校における、障がい児の受け入れが可能となる施設設備の改善に努めたほか、必要に応じて特別支援教育支援員等の配置を行い、障がいのある子どもに地域で教育が受けられる環境の整備を行ってきました。今後は、園や学校内での環境整備を図るために、「教育環境のますますの充

実」等を課題としてさらなる環境確保・整備が望まれます。

○子どもの居場所環境の充実

障がいのある子どもたちにさまざまな体験活動の場や機会が提供できるよう、放課後や週末に学校の校庭や教室等に安全で安心して活動できる子どもの居場所(活動拠点)の確保を目的に、「学びの21世紀塾特別支援教育講座まなびのひろば(第1・第3土曜日)の開催」、「保育所や放課後児童クラブへの体制支援(障がい児受入加算)」のほか、相談支援事業所による「フリースペースの開催」等を支援してきました。今後は、ライフステージに応じた切れ目のない縦の連携と、保健・福祉・教育・就労支援等による横の連携によって、より重層的な支援体制の構築が求められます。

○各関係機関との連携体制の推進

地域自立支援協議会において3つの専門部会を設置するにいたりました。今後は専門部会の開催を定例化するとともに、具体的な困難事例の検討などを行い、各関係機関との連携をより強化することが必要です。

重点方策	方策の内容
障がい児通所サー ビスの充実	身近な場所、特に市内での放課後等デイサービス利用が可能となるよう、障がい児通所サービス事業の実施を推進していきます。
短期入所サービス の充実	身近な場所での利用が可能となるよう、相互利用を含めた充実を図ります。 障がい児については短期入所サービスだけなく、日中一時支援事業により家 族の介助負担の軽減を図ります。 重症心身障がい児が利用可能な短期入所体制を確保していきます。
保育所入所の確保	子どもの円滑な保育所入所に努めるとともに、特別な支援を必要とする保育 の充実をさらに進めます。
地域で教育を受け られるための環境 確保	保幼・小・中学校については、受け入れが可能となるよう施設設備の改善に 努めるほか、必要に応じて特別支援教育支援員等の配置に努めるなど、住み慣れた地域で教育を受けることができる環境の確保に引き続き努めていきます。
子どもの居場所環境の充実	子どもが安心していきいきと遊べ、健やかな成長を支えていくための居場所として、土日や長期休暇・放課後に利用できる市内事業所の確保を進めます。 なお、これらの確保にあたっては、障がいの種別や有無を問わず、可能な限り 利用ができるよう配慮します。また、障がいのある子どもの親の会へ支援を行 うとともに、保護者への就労支援、相談支援も行っていきます。
各関係機関との連 携体制の推進	民生委員・児童委員や地域包括支援センター等の関係者・機関との連携により、病気や事故等の対応を含む重層的な見守り・発見・相談・支援のネットワークづくりを推進します。

第4節 雇用促進と就労環境の向上

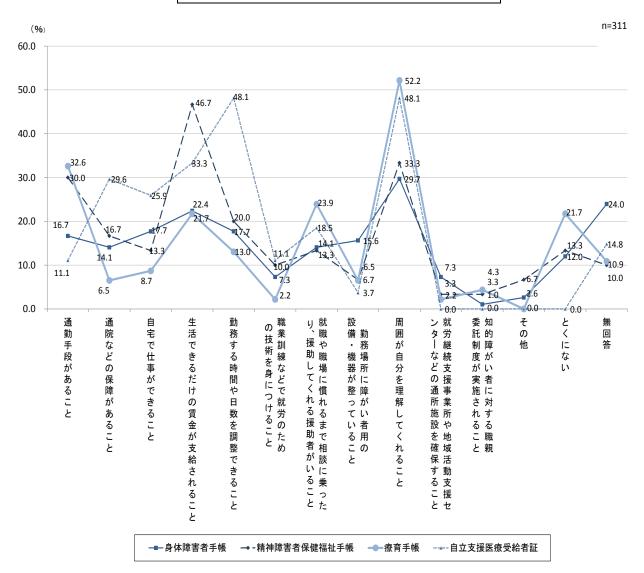
1. 就労支援の充実

■■■現状と課題■■■

○職場環境向上のためのサポート支援体制の充実

「障がい福祉のためのアンケート調査」では、「障がいや心の病の人に必要な職場環境」で全体では「周囲が自分を理解してくれること」が 35.0%と最も多く、また、「就職や職場に慣れるまで相談に乗ったり、援助してくれる援助者がいること」が 16.1%と 6 番目に多く、就業に関する悩みや周囲の理解を求める人が多い現状があり、障がいの特性の理解や多様なコミュニケーション手段を利用できる配慮等、職場全体の理解促進が求められています。就労環境に関する相談支援体制の充実を図り、職場での課題解決をサポートしていく必要があります。一方で、個別にみると、精神障害者手帳所持者は「生活できるだけの賃金が支給されること」が最も多い希望でした。

障がいや心の病の人に必要な職場環境(複数回答)



出典:豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

また「障がい福祉のためのアンケート調査」で「通所サービスの利用の有無」で「利用している」と答えた人のうち、「通所サービスへの希望」で最も多い回答は「職場に結びつく技術などを身につけられること」が 31.9%で、つぎに多い回答は「自分の身の回りのことができるように訓練が受けられること」と「自立した生活のための(十分な)工賃が得られること」で 30.6%でした。就業や自立した生活を送るための技術の修得を希望する人が多く、それに合わせた訓練や研修の実施が求められます。そのための情報提供を事業者等に継続して行うとともに、適正に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着のために必要な相談などの支援についても実施を目指します。

○就労系サービス事業所への情報提供と事業所間の交流促進

市では、これまで新たな取り組みとして、買い物支援など事業拡大に努めてきましたが、今後は事業所間の交流のさらなる促進や就労系事業所などへの情報提供の強化に努めていくことが望まれます。

○本市における障がい者雇用の促進

本市における市職員の障がい者雇用率は平成27年度で3.58%と、法定雇用率を大きく上回っていますが、今後もさらなる雇用促進に努める必要があります。

○雇用機会の拡大にむけた情報提供の充実

現状の雇用機会の拡大についての対応は、ハローワーク等との連携による各種助成金制度等の周知ですが、今後、さらに強化していくことが重要です。

重点方策	方策の内容
職場環境向上のた	就労移行支援事業の有効化を図るため、市内事業者に対して積極的な情報提供を行っていきます。就労移行支援事業所とは相互に理解と協力を求めながら障がい者の職場実習の拡充に努めます。
めのサポート支援 体制の充実	就労者の職場での困難や事業所との関係向上を図り、より充実した職場環境 を整備するために相談支援等を行います。
	職場において、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及や合理 的配慮を推進します。
	新たな事業分野または、訓練技法等の取得を目指す就労系サービス利用者に 対する情報提供の充実を図ります。
就労系サービス事	事業所間の交流・研修機会の提供を行います。
業所への情報提供	就労系サービス事業所が新たな事業分野への転換を図る場合や、機械設備の
と事業所間の交流 促進	近代化整備等、向上・改善への取り組みについては、評価する仕組みを検討していきます。
	企業にむけた、障がい者雇用に関する情報提供や相談支援をさらに積極的に 取り組んでいきます。
本市における障が い者雇用の促進	本市の職員雇用における障がい者雇用を引き続き充実していきます。
雇用機会の拡大に むけた情報提供の	各種助成金制度等の周知を強化し、障がい者雇用にむけた企業の理解を深めていくことに一層努めていきます。 「ジョブコーチ」や「職親制度」の周知を図るとともに、精神障がい者の雇
充実	用に関する啓発活動を継続して推進していきます。

2. 連携強化の促進

■■■現状と課題■■■

○就労系事業所の今後の見直しと適切な環境整備

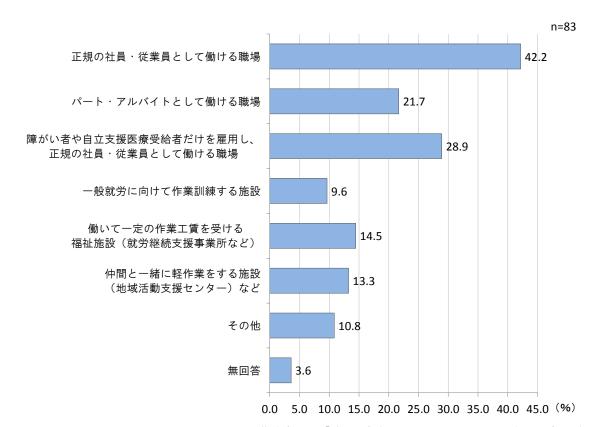
授産施設・福祉作業所等は、障害者総合支援法により、就労支援のための施設として「B型事業所」 (平成27年度現在市内5事業所)、「就労移行支援事業所」(平成27年度現在市内2事業所)に移行し、 就労希望者に、就労機会の提供および生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識および能力向上 のための必要な訓練と支援を継続して行っています。しかし、今後は、市内への「A型事業所」の確保 を図るとともに、就労系事業所の支援充実はもとより工賃の向上につながるよう、民間企業等からも受 注を受けやすい物品や役務の開拓といった受注能力の向上の促進を進めていく必要があります。

○企業での継続雇用のための体制づくりの充実

「障がい福祉のためのアンケート調査」の、「働く場への希望の有無」では希望があると回答した 人のうち、具体的に希望していることは、「正規の社員・従業員として働ける職場」が 42.2%と最も多 く、多くの就労者が正規社員を希望している現状があります。

障がい者が就労する民間企業との連携を密接にし、継続雇用にむけた課題の解決や相談についての体制の充実、情報提供の強化が必要です。また、障害者就業・生活支援センター事業や職場適応援助者(ジョブコーチ)事業を実施する大分障害者職業センターと連携して、障がい者の職場定着にむけた支援に加え、ハローワークをつうじた一般就労を進め、事業所で働く障がい者は着実に増加していますが、アンケート結果にもあるとおり、正社員を含めその希望に十分応えているとはいえません。今後は、民間企業により理解が得られるような取り組みを積極的に行うことが重要です。また、職業適性を見極めながら、就労系事業所やハローワーク、職場定着支援機関等の連携した支援により正社員雇用を目指すなど、段階的な支援も必要です。

働く場への希望(複数回答)



出典:豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

○工賃向上のための優先調達推進の検討

施設等の製品の優先的調達や軽易な業務委託時の社会福祉施設への優先発注により、優先調達額は 平成 26 年度実績では 1,226 千円になりました。今後は、優先調達推進法に基づき、さらに受注能力 の向上促進が望まれます。

重点方策	方策の内容			
就労系事業所の今後の見直しと適切な環境整備	就労への支援の場および日中活動の場として重要な位置を占める就労系事業 所の今後のあり方について検討を行い、適切な支援策を確保していくとともに、 障がい者の心身状況およびニーズに合ったサービスが提供される環境を構築し ます。			
	就労継続支援A型事業所など必要とされる日中活動系サービス事業所を計画的に整備し、身近な地域での日中活動の場の確保とともに利用者の自己実現を支援します。通所施設については、施設の効果的な活用のために、稼働率を考慮した通所利用人員の柔軟な対応を図るとともに、多機能化・複合機能化についての検討を進めます。			
企業での継続雇用 のための体制づく りの充実	企業等の就労系事業所とのマッチング支援を推進します。			
工賃向上のための 優先調達推進の検 討	優先調達推進法に基づき、就労系事業所等の製品の優先的調達や軽易な業務 委託時の優先発注などについて、引き続き取り組みます。			

第5節 文化・スポーツ振興・社会活動参加の促進

1. 余暇時間の充実

■■現状と課題■■■

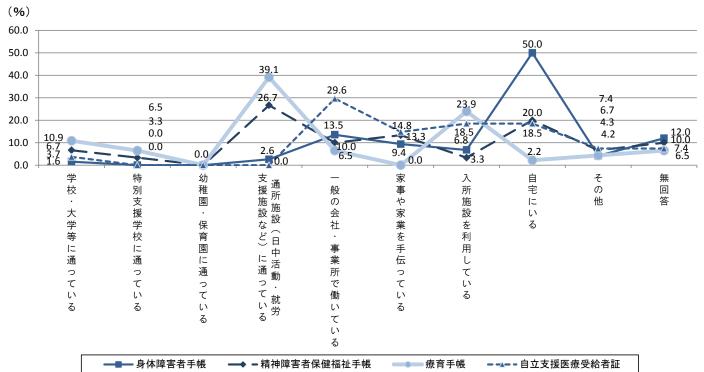
○情報提供の充実と参加機会の確保

「障がい福祉のためのアンケート調査」では、「日中の主な活動状況」について、全体では「自宅にいる」が 37.9%と最も多い結果でした。健康増進のためにも、外出や適度な運動を行うことが望ましいです。一方で、個別にみると、身体障がい者は「自宅にいる」が 50%と最も多いですが、療育手帳所持者と自立支援医療受給者証所持者は「通所施設に通っている」が 39.1%と最も多い状況です。

障がい者の健康と社会参加によるさまざまな文化・スポーツ交流促進のために、市では毎年「大分県障がい者スポーツ大会」への選手派遣や、「ときめき作品展」への出品等を行ってきました。また、各種スポーツ大会や文化活動の開催および情報提供の充実を図ってきました。今後は、情報発信の強化や各種イベント内容の工夫を図るとともに、障がい者への理解を深める交流機会のさらなる増進が課題です。

日中の主な活動状況





後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

○交流イベントの実施と各団体・施設との連携

市内の施設においては、地域の学校や団体等との交流を定期的に行っており、就労支援で作成した物品等を地域のイベントに出展するなどしています。その取り組みは施設毎となっていることから、今後は、横の連携も強化したうえで、一体となった取り組みが求められます。

○障がい者スポーツの普及・向上

現在、障がい者へのスポーツを普及・向上させるための情報提供や参加機会の支援は各施設による取り組みにとどまっています。今後、各関係機関や横のつながりを強化し、情報発信の媒体を増やすなど、あらゆる場面でスポーツイベントへの参加を促す機会を提供する必要があります。

○文化・観光施設等の利便性の向上

これまで市では、「市営温泉の割引」を実施するなど、障がいのある人が積極的に文化施設や観光施設を簡易に利用できるための機会や働きかけを実施してきました。今後もさらに具体的な取り組みを実施し、市内の施設を訪れやすい体制に整えていくことが重要です。

■■ 施策と方向 ■■

重点方策	方策の内容			
情報提供の充実と参加機会の確保	障がい者の健康増進と生活の質を高めることを目指し、各種スポーツ大会や 文化活動の開催および情報提供の充実を図ります。また、市民との交流スポー ツやレクリエーション等の行事の開催を進め、参加機会の確保・充実に取り組 んでいきます。			
交流イベントの実 施と各団体・施設と の連携	障がいの種別はもとより、障がいの有無を問わず誰もが一緒に集い、楽しめる機会の充実にむけ、既存の各種事業の形態のあり方について検討を進めます。 その一環として、市民との交流イベントの開催を行います。さらに、総合型地域スポーツクラブであるTMKチャレンジクラブとの連携も検討します。			
障がい者スポーツ の普及・向上	障がいのある人が、積極的に自分の適性に応じたスポーツに取り組む動機づけとして、障がい者スポーツ指導者による適切な指導が受けられるよう、情報提供に努め、参加機会の支援を行います。また、フライングディスク、ふうせんバレー、ボッチャ等の普及を図ります。			
文化・観光施設等の 利便性の向上	障がい者が利用する場合の利用料軽減を検討し、広く社会参加の機会が確保 されるよう努めます。			

2. 余暇時間を充実させるための各種支援

■■現状と課題■■■

○聴覚および音声言語機能障がい者の外出支援

社会参加が図られるために、市報の点字化を行い、外出支援を目的とした手話通訳者等の派遣を原 則無料化するなどの取り組みを進めてきました。今後は手話通訳者の常設など、より情報の取得と外 出の不便を改善する施策を進めていく必要があります。

○身体障がい者補助犬利用の促進

補助犬利用については、これまで利用者への周知に努めてきました。今後、障がい者の高齢人口増加や単身住まいの障がい者など補助犬が必要と思われる人に対して適宜補助犬を提供できるよう、制度の充実を働きかけていくことが重要です。

○社会活動への参加の推進

市では、一人での移動困難者にマンツーマンによるガイドヘルプ事業を実施し、余暇活動に対する 支援を行ってきました。今後は、移動支援事業の拡充やボランティア活動への支援をつうじて、さら なる社会活動への参加促進を図ることが求められます。

○スポーツ・文化施設等の環境整備の促進

市では、誰もが安心、安全に利用しやすい設備の充実を目指して、庁舎をはじめとする公共施設の新設・改修では、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を取り入れて、障がいのある人が不便を感じない施設づくりに取り組んできました。しかし、いまだ未整備な施設や設備もあるため、今後も新設や改修を検討していきます。

○イベント情報の提供・交流行事の開催の促進

これまでの市のイベント情報の提供は、市ホームページやケーブルテレビ等での告知を実施してきました。また、交流行事の開催については、各施設において、夏祭りや運動会、講演会等を開催し、地域住民も含めた交流が行われています。今後は、参加者の増進につながる情報の発信方法について検討が必要です。

○ボランティア活動の推進

障がい者が余暇を充実して過ごすにあたり、ボランティアの存在は重要です。また、ボランティア活動は、その活動をつうじて地域住民同士の交流や情報交換の場、コミュニティづくりにも役立ちます。今後もボランティア人員の確保、ボランティア人員への各種障がいに対する基本的な知識や配慮の習熟、ボランティア団体の活動支援について継続的な検討・改善が求められます。

○団体・施設の活動の支援

これまで市では、障がい者支援団体の活動支援として、「障がい者福祉会」、「手をつなぐ育成会」 への支援と連携を図ってきました。今後も団体や施設における活動の活性化を図るための継続的支援 が望まれます。

重点方策	方策の内容				
聴覚および音声言	手話奉仕員、要約筆記奉仕員と手話ボランティアを引き続いて養成すること				
語機能障がい者の	で、聴覚および音声言語機能障がい者(児)の外出や社会参加がしやすくなる				
外出支援	よう支援を継続していきます。				
身体障がい者補助	身体障がい者補助犬(盲導犬、介助犬等)について、社会参加の支援につな				
犬利用の促進	がるよう、引き続き啓発に努めます。				
社会活動への参加	さまざまな社会活動への参加を支援するためのガイドヘルプサービスを充実				
の推進	させるとともに、ボランティアの活用にむけた取り組みを推進していきます。				
スポーツ・文化施設	活動の場となるスポーツ・文化施設などについて、誰もが参加できるようバリア				
等の環境整備の促	フリー・ユニバーサルデザイン化を進めていきます。まだ施設のバリアフリー・ユ				
進	ニバーサルデザイン化が進んでいない施設の環境整備をさらに進めていきます。				
│ │ イベント情報の提	ホームページ等をつうじて、地域の社会福祉施設や障がい者団体などが行う				
供・交流行事の開催	行事やイベント(夏祭り・運動会・講演会など)等の情報が提供されるよう、				
の促進	環境を整えていきます。				
	交流行事の開催の回数を増やしていきます。				
	生活の質の向上のために重要な役割を担っているボランティア活動について				
	は、活動の活性化を図るとともに、継続的な活動が確保されるよう支援します。				
ボランティア活動	ボランティア活動をつうじて、相互理解を促進します。				
の推進 団体・施設の活動の 支援					
	ニーズの多様化に対応し、各種ボランティア活動の質・量の充実にむけた取し、				
	り組みを進めていきます。				
	スポーツ・文化活動への参加促進にむけ、多様なメニューを用意し、活動を行				
	っている障がい者団体や家族の会等の活動について、引き続き支援していきまし				
	す。				

第6節 福祉体制が充実したまちづくり

1. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

■■■現状と課題■■■

○市営住宅の改善整備

豊後高田市市営住宅長寿命化計画に基づき、福祉対応型の改善として誰もが安全、安心して居住できるよう住戸内および屋外のバリアフリー化を進めています。今後も、障がいの程度にかかわらない過ごしやすい住宅の増進を進めていく必要があります。

○バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進

市内の公的施設における段差の解消や多目的トイレへの音声案内装置の設置等、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進してきました。今後は、公的施設のさらなる充実化とともに、民間施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めるために、情報の発信、啓発活動への取り組みが肝要となります。

○道路・交通安全施設の改善整備の促進

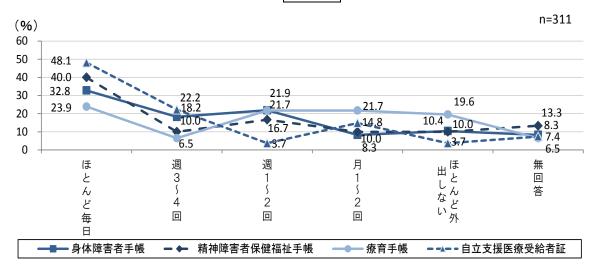
道路・交通安全施設について、道路改良の際には安全に移動できるように、歩道の段差解消など、 道路を中心とした整備を順次行ってきました。今後についても、誰もが安心してスムーズに移動でき る道路整備の推進が求められます。

○移動支援・ガイドヘルプサービスの充実

「障がい福祉に関するアンケート」で、「普段どのくらい外出しますか(単数回答)」に全体では「ほとんど毎日」が33.4%と最も多く、続いて「週1~2回」が19.3%でした。個別にみてみても、自立支援医療受給者証所持者を除く障がい者手帳所持者は「ほとんど毎日」あるいは「週1~2回」の頻度で外出をしています。また、別のアンケートに対しては、「外出の際に不便に感じることがある」と回答した人のうち、全体では「不便に感じること」について「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」が32.6%と最も多く、続いて「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障がいのある人に配慮した設備が不十分である」が28.1%でした。一方、個別にみてみると、「気軽に移動できる移動手段が少ない」に意見が集中しており、続いて、「バス代・電車代など金銭面のこと」に意見が集まっています。「道路・交通安全設備の改善整備の促進」の課題と合わせて、外出の際の不便をバリアフリー・ユニバーサルデザインの視点での改善促進をしていく必要があります。また、移動手段の確保や、より利用しやすい金額設定の検討も必要です。

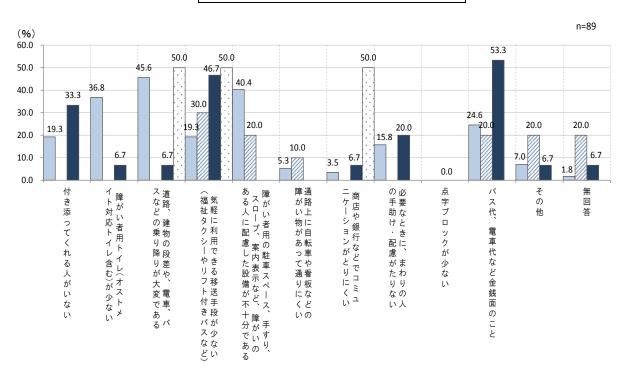
これまで市では、同行援護・行動援護事業を実施してきました。また、地域生活支援事業では移動支援事業(マンツーマンによる支援)を実施するとともに、地域公共交通対策として市民乗り合いタクシーを運行するとともに、路線バスと連携した70パス等の公共交通支援も実施し、移動支援の充実を図っています。今後は、支援が必要な子どもをもつ保護者の負担軽減のため、送迎支援等の検討も望まれます。

外出頻度



出典:豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

外出の際に不便に感じること(複数回答)



□身体障害者手帳 □精神障害者保健福祉手帳 ■療育手帳 □自立支援医療受給者証

出典:豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

重点方策	方策の内容				
	障がい者の入居に適した市営住宅の改善整備を図ります。				
市営住宅の改善整	新設する市営住宅については、設計、設備の面で障がいのある人に配慮し、				
備	加齢等による身体機能の低下等に対応したバリアフリー・ユニバーサルデザイ				
	ンに基づく住宅を検討していきます。				
	不特定多数の人が利用する公共的施設のスロープや、車いすでも利用できる				
	多目的トイレの設置等バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進し、安全				
バリアフリー・ユニ	かつ快適に生活できる環境の整備に努めます。				
バーサルデザイン	公共施設のみならず民間施設においても音声案内等の積極的な設置を推進				
化の推進	し、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進していきます。				
	選挙において円滑に投票できるようにするため、投票所のスロープ設置等の				
	施設、設備の整備等を実施していきます。				
W =	公共交通機関の改善整備について、公共交通事業者に積極的な協力を求める				
道路·交通安全施設	とともに、道路・交通安全施設の改善整備を図り、特に子ども・高齢者・障が				
│の改善整備の促進 │	い者など、誰もが安全に移動できる交通環境を整備していきます。				
	居宅介護・同行援護・行動援護のサービスを補完するため、地域生活支援事				
 移動支援 · ガイドへ	業としてこれまでの移動支援事業の提供を継続します。さらに、障がい児の送				
ルプサービスの充	迎支援についても検討していきます。				
実	引き続き、移動支援にかかわるサービス基盤の確保に努めるとともに、適切				
	な利用についての周知を図ります。				

2. 多様なコミュニケーション手段の普及及び理解促進

■■■現状と課題■■■

○多様なコミュニケーション手段の普及及び理解促進

誰もが安心して暮らせるためには、人と人とが日々の生活で、意思疎通や情報取得ができ、心を通わせお互いを理解しあうことがとても重要な要素となります。しかし、障がい等により、生活に必要な情報の取得やコミュニケーションが困難なことから、生活の中に不便が生じる場合や、相互の理解を深められない場合もあり、これらの障壁をなくしていくことが大きな課題となっています。

こうした状況を鑑み、市では令和2年3月に制定し、令和2年4月1日から施行しました。条例の理念に沿い、多様なコミュニケーション手段の普及や利用促進を図ることにより、意思疎通や情報取得がしやすい環境を構築する取組を進めていく必要があります。

○情報アクセシビリティの整備

情報が誰の手にもタイムリーに、かつ適切に行き届くために、情報のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化が求められています。障がいの種別や年齢、性別にかかわらず、スムーズに取得できる手段の一つに、スマートフォンやパソコンの活用があげられますが、今後はこれらの活用講座の開催や各種サービスの提供が必要です。「豊後高田市手話・点字等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用促進に関する条例」に基づき、社会全体で環境整備に取り組むことが求められます。

■■ 施策と方向 ■■

重点方策	方策の内容				
多様なコミュニケ ーション手段の普 及及び利用促進	手話・点字等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会を提供します。				
	手話通訳者等のコミュニケーション支援者の育成を行うとともに意思疎通等 で支援者を必要とする場合に派遣等を行います。				
	障がい者、コミュニケーション支援者等関係機関と協力し、多様なコミュニケーション手段の利用に対する市民、事業者等への理解促進及び普及啓発を行				
	います。 情報の発信、取得等において多様なコミュニケーション手段を利用にできる 環境を整備していきます。情報発信のとして、市民の身近な情報である市報で				
	は音訳版、点訳版を作成し希望者への配布を継続します。 学校教育において多様なコミュニケーション手段の理解促進に関する活動や 多様なコミュニケーション手段を必要とする児童生徒等への学校生活における				
	支援を行います。				
情報アクセシビリ ティの整備	障がい者の社会参加と自立を促進し、生活の質を高めるうえで、さまざまな情報の取得は重要な役割を果たします。このため、さまざまな媒体の開拓に努めるとともに、提供体制についても充実を目指します。				
	知的障がいのある方に配慮し、画一的でなく、わかりやすい情報提供に努めていきます。				
	視覚障がいのある方に配慮し、点字広報のほか、パソコンでの音声読み上げに対応できるよう、情報のテキスト文書化等に配慮していきます。				
	大学を含む関係機関等からの協力を得ながら、障がい者がより広く学べる機会の確保に努めていきます。障がい者のためのスマートフォン、パソコンの活用講座の開催等も検討します。				

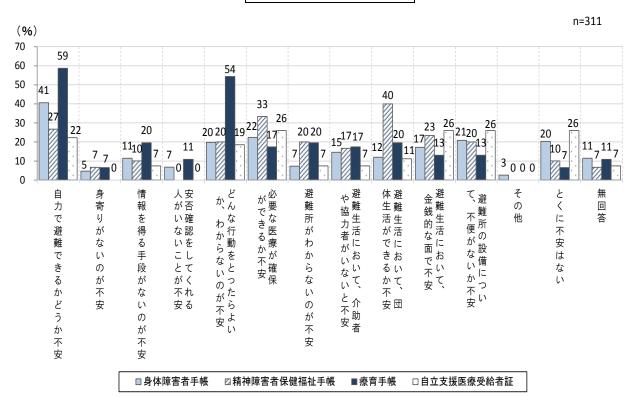
■■現状と課題■■■

○防災対策の推進

災害時や緊急時でも、スムーズに避難行動をとるためには日ごろからの備えが重要です。本人とその周囲の人が互いに手を取り助け合えるための情報の整理、周知徹底を行う必要があります。現在、市では避難行動要支援者名簿を作成し、迅速な対応が行えるよう働きかけを行っています。しかし、「障がい福祉のためのアンケート調査」で、「避難行動要支援者名簿の認知度」のうち、「知っている」と答えた人は 21.9%と低く、今後、本人を含め地域住民への周知を図る必要があります。また、同アンケート調査において、「災害時の不安」について、全体では、「自力で避難できるかどうか不安」と答える人が 40.5%と最も高く、周囲の助けが必要になることが考えられます。一方で、個別にみてみると、精神障害者保健福祉手帳所持者は、「避難生活において、団体生活ができるか不安」が最も多く 40%でした。また、療育手帳所持者は、「どんな行動をとったらよいか、わからないのが不安」が二番目に多く 54%でした。こうした現状を踏まえて、今後、避難行動マニュアルや避難施設での対応マニュアルの作成等を検討し、災害時・緊急時の避難体制強化を図っていくとともに、福祉避難所の指定促進を図ることが重要です。

火災対応としては、現在市内での住宅用火災警報器の設置率は 92%、条例適合率は 74% (平成 27 年 6 月 1 日現在)であり、県内平均設置率 88%、条例適合率 75%とほぼ合致しています。今後も火災対策のさらなる充実が望まれます。

災害時の不安(複数回答)



出典:豊後高田市「障がい福祉のためのアンケート調査」平成27年9月実施

○防犯対策の推進

市では、豊後高田警察署内に設置している豊後高田防犯協会と連携し、盗犯防止をはじめ、振り込め詐欺など特殊詐欺と称される犯罪の防止に努めています。また、市民課内に消費生活センターを設置し、悪徳商法や多様化するネットトラブルなどの相談や斡旋に取り組んでいます。

今後も、豊後高田警察署や大分県消費生活センター等の関係機関との連携を維持・強化し、犯罪を 未然に防ぐとともに、地域住民への啓発活動を充実させていくことが重要です。

重点方策	方策の内容				
	防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導等防災のさまざまな場面にお				
	いて、障がいのある人や高齢者、外国人等いわゆる災害時要援護者に配慮した、				
	きめ細やかな施策を行います。				
防災対策の推進	避難行動要支援者を地域で守る仕組みづくりを行います。				
	避難所での障がい者への配慮や居場所づくりのための対策と、適切なサポー				
	トが行きわたるための支援体制を検討します。				
	住宅用火災警報器の設置の推進を図ります。				
防犯対策の推進	警察や消防、社会福祉協議会等との情報交換および連携活動を密にし、障が				
	いのある人の生活実態に応じた防犯活動を推進します。				
	悪徳商法等による被害を未然に防ぐため、消費者啓発のための情報提供を従				
	来にもまして積極的に行います。				
	消費生活センターの機能強化を図ります。また、成年後見制度の利用を促進				
	させることで抑止力の効果を高めます。				